

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例（平成25年条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究及び検討を行い、管理者に提言する。

- (1) 施設の整備方針に関すること。
- (2) 環境影響評価に対する意見、審査等に関すること。
- (3) 事業者選定に関すること。
- (4) その他新施設の整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから16人以内をもって構成する。

- (1) ごみ処理技術等に関する学識経験者
- (2) 神奈川県並びに厚木市、愛川町及び清川村等の環境行政に関わる職員
- (3) 厚木市、愛川町及び清川村の環境審議会等の委員
- (4) 整備する施設の地元自治会、地元対策委員会の代表者
- (5) その他管理者が必要と認める者

(会議)

第4条 会議は、原則として会議室等に委員が集合して行う。ただし、災害時又は不慮の事態の発生によって、委員が集まるのが困難な状況で、かつ、行政上の意思決定が遅れることにより公益を確保できなくなる場合は、書面による会議とすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、厚木愛甲環境施設組合事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。